

## 相談事例 1

お試しのつもりが  
定期購入に

動画サイトでお試し500円というサブプリメントの広告を見て注文した。1回だけのお試しのつもりでいたら2回目の商品と5000円の請求書が送られてきた。事業者に確認したところ、4回の定期購入が条件になっていた。

【注意】

初回を低価格にするため定期購入が条件になっている契約があります。注文時には、定期購入が条件になっていないか、支払総額がいくらか等の契約条件をよく確認しましょう。

通信販売では、無条件で解約

ができるクーリングオフ制度はありません。解約返品ができるか、解約返品できる場合は、その条件もしっかり確認しましょう。



## 相談事例 2

ネット通販での  
トラブル

ネット通販で格安で販売されていたブランドバッグを注文し、代金を指定口座に振り込んだのに商品は届かず、業者と連絡が取れなくなった。

【注意】

詐欺サイトによるトラブルが多数発生しています。慎重にサイトを見分けることが大切です。

◆詐欺サイトを見分けるポイント

- ① 電話番号がなく、連絡先がフリーメールアドレスのEメールしかない
- ② 住所が実在しなかったり、番地まで記載されていない
- ③ 支払い方法が銀行振込みのみ、または個人名義の口座である
- ④ 一般に流通している価格より安い
- ⑤ 不自然な日本語表現がある

# “ちょっと待て!” はてなと思えば 消費生活センターにご相談ください

消費生活センター ☎ 43-5099

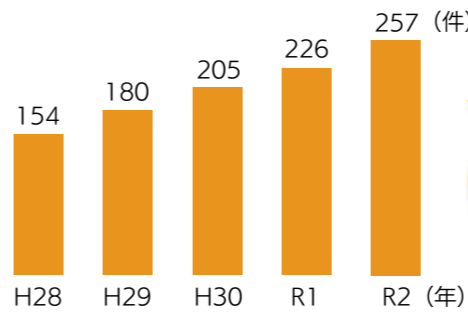
「インターネットで商品を購入したが届かない」「訪問販売で高額な商品を購入させられた」「身に覚えのない請求メールがきた」などの相談が消費生活センターに多数寄せられています。消費生活センターでは、消費生活トラブルなどの相談・苦情を受け付け、解決のお手伝いをします。相談料は無料です。



高齢者からの相談が増加しています

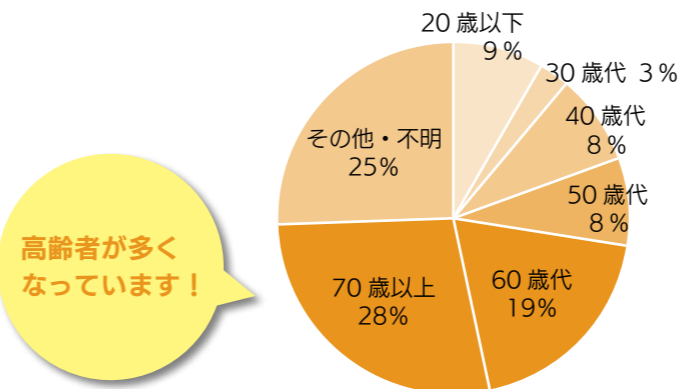
消費生活センターへの相談は年々増加しています。そのうち、60歳以上の相談が多くなっています。おかしなと感じたら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。また、家族や周囲の人が日頃から高齢者の様子に気をつけることが大切です。不審な書面や大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。

### 消費生活センターへの相談件数の推移



年々増加しています!

### 令和2年度相談者の年齢層



高齢者が多くなっています!

消費生活センター「出前講座」

各種団体やグループのサロン、勉強会などのさまざまな場所で、詐欺や悪質商法からの被害を未然に防ぐための知識や対処法などを学ぶ「出前講座」を行います。相談員の派遣費用等は無料です。



◆成年に達して  
気をつけることは?



成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。例えば、携帯電話を契約する、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったことができるようになります。ただし、飲酒や喫煙、競馬・競輪などはこれまでと同様、20歳にならないとできません。

成年に達すると、未成年者の消費者被害を抑制する役割を持つ未成年者取消権は使えなくなります。社会経験の少ない新成人は、契約の知識や経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすくなり注意が必要です。

### 消費者トラブルの相談窓口 南あわじ市消費生活センター

南あわじ市役所本館2階  
(南あわじ市市善光寺22番地1)  
☎ 43-5099 (直通)

◆開設時間

月～金曜日 (年末年始、祝日除く)  
9:00～正午、13:00～16:00

